

# 規 約

2018年6月10日改定・施行

日本野鳥の会ひょうご

# 日本野鳥の会ひょうご規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は「日本野鳥の会ひょうご」(以下、「会」という。)と称す。

(事務所)

第2条 会は、事務所を兵庫県神戸市中央区北長狭通7丁目3番7号 北長狭ビル3階に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 会は、自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設け、また野鳥に関する科学的な知識およびその適正な保護思想を普及すると共に自然環境を保全し、地域の人々の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)野鳥を中心とした自然保護活動
- (2)探鳥会の開催など普及啓発活動
- (3)野鳥等の調査研究活動
- (4)会報の発行
- (5)その他、会として必要な活動

2 会は、原則として兵庫県で事業を行う。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 会の会員は、原則として第4条第2項に掲げる地域の公益財団法人日本野鳥の会(以下、「野鳥の会」という。)会員によって構成する。ただし、希望があれば兵庫県外の野鳥の会会員を拒むものではない

(連携)

第6条 会は、第3条の目的を達成するため、野鳥の会とその連携団体および同旨の目的をもつ団体と協力して活動を行う。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、幹事会の議決を経て代表が別に定める手続きにより、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費には、会報の年間購読料を含める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会の申し出をしたとき

(2)本人が死亡したとき

(3)会費を別に定める期間滞納したとき

(4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、本人からの申し出により、任意に退会することができる。ただし、疾病等により本人が申し出られない場合には、家族からの申し出により手続きを行う。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、幹事会において3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、事後最初に行われる総会において3分の2以上の議決を得るものとする。もし総会で3分の2以上の議決が得られない場合、あるいは総会が開催されない場合は、幹事会での議決がなされたときに遡って資格の喪失はなかったものとする。

(1)この規約に違反したとき

(2)会の名誉を傷つけ、または会の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員等

(種別および定数)

第13条 会には次の役員を置く。

(1)幹事 10人以上30人以内

(2)会計監査 2人

2 幹事のうち、1人を代表、3人以内を副代表、1人を会計、1人を事務局長とする。

(選任)

第14条 幹事および会計監査は、総会において選任する。

2 代表、副代表および事務局長は幹事の互選により選任する。

3 幹事および会計監査は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表は、会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときまたは代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理しまたは行う。
- 3 会計は会の会計の実務を司り、統括する。
- 4 事務局長は幹事会の実務を司り、事務局を統括する。
- 5 幹事は幹事会を構成し、この規約の定めおよび幹事会の議決に基づき、会の業務を執行する。
- 6 会計監査は、次に掲げる職務を行う。
  - (1)会の財産状況の監査
  - (2)前号の規定による監査の結果、会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における総会および野鳥の会への報告
  - (3)前号の報告をするため、必要がある場合の総会の招集
  - (4)幹事の業務執行状況または会の財産状況について、幹事に意見を述べ、もしくは幹事会の招集請求

(任期)

第 16 条 役員任期は、1 年とし、翌年の通常総会終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 代表の再任は、連続で 3 年以内とする。
- 3 補欠または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 幹事数が、10 人を満たさなくなったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

会計監査のうち、その 1 人が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(顧問)

第 19 条 会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、必要により幹事会の議決を経て、代表が委嘱する。

3 顧問は、代表の諮問に応じ、意見を述べることができる。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)規約の変更

(2)解散

(3)分割、合併

(4)事業計画および収支予算並びにその変更

(5)事業報告および収支決算

(6)役員を選任または解任

(7)会費の額

(8)借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9)その他会の運営に関する重要な事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度終了後の 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)幹事会が必要と認め招集を請求したとき

(2)会員総数の 10 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第 15 条第 6 項第 3 号の規定により、会計監査から招集があったとき

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、第 23 条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、会員総数の 20 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。  
(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前 2 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)会員の総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 幹事会

(種別)

第 30 条 会の幹事会は、定例幹事会と臨時幹事会とする。

(構成)

第 31 条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(機能)

第 32 条 幹事会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 定例幹事会は、毎月 1 回開催する。

2 臨時幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)代表が必要と認めたとき

(2)幹事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3)第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、会計監査から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 幹事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 項第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所および審議事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 35 条 幹事会は、その構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第 36 条 幹事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 幹事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、前 3 条第 3 項による通知以後に発生した緊急対応を要することはこの限りではない。

2 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各幹事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した幹事は、前 3 条の適用については幹事会に出席したものとみなす。

4 幹事会の議決について、特別の利害関係を有する幹事は、その議事に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)幹事総数、出席者数および出席者氏名

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)会費
- (2)寄付金品
- (3)財産から生じる収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)その他の収入

(資産の管理)

第41条 会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(事業計画および予算)

第42条 会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、幹事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第44条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、幹事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第45条 予算議決後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第46条 会の事業報告書、収支計算書は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。



## 第8章 規約の変更、解散および合併

(規約の変更)

第49条 会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第50条 会は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の議決

(2)会の機能が失われ回復の見込みが立たない場合

(3)会員数が野鳥の会の連携団体認定基準の半分以下となり、回復の見込みが立たない場合

(4)合併、分割

(5)破産

(残余財産の帰属)

第51条 会が解散(合併、分割または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、幹事会の議決を経て趣旨を同じくする団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 会が合併もしくは分割しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第9章 雑則

(細則)

第53条 この規約の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則この規約は、平成30年6月10日から施行する。

改定

- 1 昭和55年11月30日 日本野鳥の会兵庫県支部設立許可
- 2 平成3年4月21日 一部改定
- 3 平成4年4月19日 一部改定
- 4 平成9年4月20日 一部改定
- 5 平成11年4月25日 一部改定
- 6 平成22年6月13日 全面改定
- 7 平成23年6月12日 一部改定
- 8 平成28年6月12日 一部改定
- 9 平成30年6月10日 一部改定